

公 示

乗合バスの上限運賃変更認可申請に係る事案の公示について	… 2
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定申請事案	… 3

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和7年6月19日

関東運輸局長 藤田 礼子

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：25A03
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和7年5月30日
 - ② 申請者：東急バス株式会社
 - ③ 適用路線：川崎市内の均一区間全路線
 - ④ 平均改定率：10.92%
 - ⑤ 現行・申請運賃比較表

(単位：円)

片道運賃		通勤定期1ヶ月	
現行	申請	現行	申請
現金・IC	現金・IC		
230	260	10,290	11,700

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃改定申請に関する事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 2 事案の件名及びその番号
 - 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
 - 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項
- 令和7年6月19日 関東運輸局長 藤田 礼子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請期間 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

25B07号 東京島しょ地区 法人タクシー事業者 8者

1. 令和7年2月27日～令和7年5月26日
2. 東京島しょ地区
3. 運賃改定申請の概要

以下(別紙)のとおり

1. 申請期間 令和7年2月27日～令和7年5月26日(受付期間:3ヶ月間)

2. 申請状況(令和7年6月11日時点)

申請事業者数		申請事業者の車両数			
		大型車	中型車	小型車	計(A)
法人	8 者	10 両	16 両	1 両	27 両

地区全体の 車両数(B)
45 両

申請車両数割合 (A÷B)×100
60.00 %

3. 申請における所要増収率 10.4%～17.0%

4. 申請運賃概要

車種区分	距離制運賃						時間制運賃			
	初乗		加算		時間距離併用制		初乗		加算	
	距離	額	距離	額	時間	額	時間	額	時間	額
普通車	2.0 km	730 ～790 円	200 m	80 ～90 円	60 秒 ～75 秒	80 ～90 円	30 分	3,070 ～4,200 円	30 分	3,070 ～4,200 円

○参考(現行運賃)

車種区分	距離制運賃						時間制運賃			
	初乗		加算		時間距離併用制		初乗		加算	
	距離	額	距離	額	秒	額	時間	額	時間	額
中型車	2.0 km	690 円	232 m	80 円	85 秒	80 円	30 分	2,980 円	30 分	2,980 円

5. 現行運賃改定

平成8年8月23日認可(平成8年9月9日実施)